

令和7年4月2日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長
加納 康 至
(公印省略)

令和7年4月以降の新型コロナウイルス感染症に係る
介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて

平素は本会事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、日本医師会より通知がありました。

本通知は、厚生労働省より、令和7年4月以降の新型コロナウイルス感染症に係る介護報酬上の取扱いについて、介護老人保健施設の入所者や職員において新型コロナウイルス感染症が発生し、感染拡大防止の観点から入所又は退所の一時停止を行った場合の取扱いを廃止することにより介護サービス事業所の運営への影響が大きいことを踏まえ、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間において、別添のとおりその取扱いが継続されることになった旨の連絡です。

なお、ユニットリーダー研修に係る取扱いについては、令和7年3月31日までの取扱いとなります。

貴会におかれましても本件をご了知の上、貴会会員へご周知賜りますようお願い申し上げます。

(添付資料)

○介護保険最新情報 Vol. 1368

令和7年4月以降の新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（令7.3.25 厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課 事務連絡）

<担当> 大阪府医師会介護福祉課(吉田・松岡)
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町 2-1-22
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737